

主な農業制度資金

Table with columns: 資金名, 貸付対象者, 融資機関, 利率 ※1 (基準金利, 利子補給, 上乗利子補給, 末端金利), 償還期限(年), うち据置期間(年), 貸付限度額, 融資率(以内), 農業信用基金協会の債務保証の有無, 資金の主な特徴, 土地農地の取得, 農地の賃借, 農地の改良, 施設・農機具, 農産物の処理加工施設, 観光農業施設, 果樹等の植栽や育成, 花き・花木の植栽や育成, 品種の転換, 肥料・農薬等の運搬資金, 農家住宅の改良・取得, 生活環境の整備, 農家民宿の整備, 農業に関する研究, 農産物の貯蔵, パソコン等の導入, 負債の整理, 前向き投資と負債整理, 施設の災害復旧, 農地の災害復旧, 収入補填, 新規貸付に係る県の関わり(有無) (利子補給及び貸付).

※1 貸付利率は、国が資金ごとに毎月定めるものを適用(平成27年1月22日現在)

※2 農山漁村6次産業化対策事業費補助金(6次産業化推進整備事業に限る。)の補助残として活用する場合に限り、貸付当初10年間に乗乗補助

※3 人・農地プランに地域を中心とする経営体として位置づけられた認定農業者が借り入れる場合に、農林水産長期金融協会の利子助成により貸付当初5年間の無利子化(融資枠の範囲内。)

※4 事業再生支援資金にあつては、取引先金融機関からの要請がある場合及び民間金融機関の融資が困難と認められる場合については、100%

※5 農協を通じた転貸の場合は保証を付すことができる。

※6 市町村において青年等就業計画の認定を受けた者。ただし、青年等就業資金は、認定農業者となった時点で新たな借入が不可となる。

※7 青年等就業計画の認定を受けた者又は旧就農促進法第4条第1項に規定する就業計画の認定を受けた者(経営開始後5年以内かつ認定後10年以内の者に限る。)

※8 認定新規就農者が農地等又は未墾地の取得のために借り入れる場合で、かつ500万円以内の借入れである場合は、据置期間は5年以内とする。

△ : 機械の賃借料に限る。

▲ : 認定農業者のみ対象

※12 農業生産活動に直接要する経費が総事業費の概ね1/2以上を占めていれば貸付可能

※13 経営開始初年度および経営規模拡大時に限る。

※14 認定就業計画における所得目標、技術評価などの要件を満たす者に限る。

※9 畜産経営又は施設園芸経営を含む経営の場合は、記載された貸付限度額の4倍の金額を貸付限度額とする。

※10 エコファーマーとは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い生産方式の導入に関する計画を作成し、認定された者。

※11 農業改良資金融通法第4条に規定する特定地域資金の貸付を受ける者等。